

福祉ふれあいカードについて

福祉ふれあいカードとは何ですか？

災害が起きた時、避難に際してお手伝いが必要な方、避難生活において酸素吸入などの特殊な器具、用具が必要な方、透析などの医療行為が必要な方を、平常時から登録していただき、地域での見守り体制の整備、避難誘導や、避難生活に必要な物資の手配等が速やかに行えるように役立てるための登録台帳です。

誰が登録するのですか？

安八町で在宅生活されている方で、災害時において本人や家族などによる避難が困難な方で、次のいずれかに該当する方です。

- * 75歳以上のひとり暮らしの方、または夫婦世帯
- * 介護保険における要介護3以上の認定を受けている方
- * 身体障がい者手帳2級以上の交付を受けている方
- * 療育手帳の交付を受けている方
- * 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者（例：酸素療法など）

また避難に際し、特にお手伝いが必要な方に関してはこの限りではありません。

情報はどこに提供するのですか？

- * 地元の区長
- * 地元の消防団
- * 担当区域の民生児童委員
- * 警察署・消防署
- * 安八町役場・社会福祉協議会

ふれあいカードの同意をもとに情報提供をします。

必ず登録しないとイケないの？

本事業の趣旨をご理解いただき、見守り活動に同意をいただく必要があります。しかし、登録は自由意志に基づくものであり、強制ではありません。また、登録していないからといって、災害時の援護が受けられないことはありません。

登録はどうすればいいのですか？

安八町役場福祉課に登録用紙があります。福祉課まで申請してください。
ただし、本事業の趣旨に賛同し登録する意思のある場合は、地元の区長、民生児童委員にお尋ねください。

内容に変更がある場合はどうしたらいいですか？

安八町役場福祉課、地元の区長、民生児童委員に申し出てください。
内容変更は随時受付しております。登録すると、毎年内容の更新を致しますのでその際にご協力ください。

個人情報保護について

この福祉ふれあいカードに登録される個人情報は、災害時の援護および平常時の見守りや緊急性のある支援時に役立つ目的のみに使用し、正当な理由がない限り、避難支援等関係者以外に情報提供することはありません。

最後に

災害はいつ起こるかわかりません。日頃から、必要な物の備蓄や近所の地域支援者と避難経路の確認をしておくことが大切です。

避難時にお手伝いが必要な方は、避難支援等関係者への情報提供に同意をいただくことにより、避難支援等関係者から災害発生時における避難行動の支援を受ける可能性が高まります。ただし、地域支援者自身や家族などの安全が前提となるため、同意によって支援が必ずなされることを保障するものではなく、また地域支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

ふれあいカードに関しましてお問い合わせ等がございましたら下記までご連絡ください。

お申し込み・お問い合わせ

- * 安八町役場福祉課 電話64-7104
- * 安八町社会福祉協議会 電話47-7704